



日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



令和元年 11 月 27 日

全国青年税理士連盟
会長 三谷 智
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第 10 下田ビル 7F
電話 03-3354-4162

「次期税理士法改正に関する答申」への意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、日本税理士会連合会制度部による標記「次期税理士法改正に関する答申—時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて—」が令和元年 5 月 13 日に貴会ホームページで公表され、それに伴い同年 11 月末日を締切りとして、意見募集がされております。

当連盟では、従前より税理士法第 1 条の「使命の明確化」、国民納税者から「信頼される資格取得制度の確立」、税理士会の「税務官公庁からの独立性を確保」、税理士の「代理権限の拡充・強化」の四点を税理士法改正に向けての基本的考えとして、税理士制度に関する議論を重ねてきました。

その検討の結果を表明するとともに、今回公表された「答申」の個別項目に対する意見だけでなく、本答申全般から垣間見える貴会の次なる税理士法改正へ向けた姿勢そのものに対する当連盟の考えを取りまとめましたので、ここに提出いたします。

目 次

1. 本答申全般に対する意見

- (1) 税理士法第1条「税理士の使命」について、その検討が不十分である。 1
- (2) 意見募集の方法が適切でない。 1
- (3) 意見募集の結果を公表すること。 2
- (4) 回答様式の自由回答欄に寄せられた意見について必ず検討すること。 2

2. 本答申の対象項目に対する意見

- ・ 税理士法第33条において、電子的に行う税理士の署名押印について明示すべきである。 3
- ・ 税理士が電子申告の代理送信を行う場合には、税理士資格を有することの証明を義務付けるべきである。 3
- ・ 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすることには、答申の内容が漠然としており意見するに値しない。 4
- ・ 税理士事務所における内部規律や内部管理体制を整備し、テレワークに関する指針を設けるべきである。 4
- ・ 税理士法人に関する運営の更なる適正化に資するべく、税理士法人に対し定期的な倫理研修の受講義務を課すとあるが、倫理研修の受講はすべての税理士にとって必要不可欠なものであり、税理士法人に限ったものではない。 5
- ・ 税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めるべきである。 6
- ・ 社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記するのではなく、まずは現行の法解釈を見直すべきである。また、報酬のある公職に就いた場合に限り、法定脱退事由からは除かれるべきである。 6
- ・ 学識による受験資格要件を見直すことは、税理士試験を取り巻く諸問題を解決する方法として適切ではない。 7
- ・ 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすることは当然であり、例外的取り扱いを存置すべきではない。 8
- ・ 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すべきではない。 9
- ・ 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権はなくすべきである。 10
- ・ 登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すべきではあるが、倫理研修の定義そのものが不明瞭であるため、明確にすべきである。 11
- ・ 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すよりも、定期的な倫理研修の導入等による意識の向上が必要である。 11
- ・ 比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針を設けるだけでなく、日本税理士会連合会として現状の問題点等を把握し早急に情報発信すべきである。 12
- ・ 税理士法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を明記すべきである。 12

1. 本答申全般に対する意見

(1) 税理士法第1条「税理士の使命」について、その検討が不十分である。

昭和55年の税理士法（以下、「法」という。）改正以来、法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を入れるべきという議論が絶えずなされてきた。また、当連盟においても、かねてより法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を挿入し、その使命をより明確にすることを訴え続けている。

この点について、貴会の金子宏税制審議会会長は、平成24年9月に「税理士界」第1296号に掲載された特別寄稿文において、法第1条の解釈として、「依頼人である納税者の権利・利益の保護が、税理士の基本的役割の一つであることは、現行税理士法第1条の解釈論として認められるところであるが、それをより明確にするためには、税理士法の改正の際にその旨を1条の中で明定することが望ましいと考える。」と論考している。

このことから分かるように、従前より、法第1条に「納税者の権利擁護」の立場が誰もが分かるような言葉で表現されていないことには問題があり、次なる税理士法改正に向けた最も重要な論点であることは明白である。

しかしながら、本答申においては、税理士の使命の見直しの必要性について、明確な理由を示すことなく「現時点において速やかに改正すべきものではないと結論付け」ている。このように、貴会制度部が税理士の使命を「税理士制度の理念を表すとともにその根幹を成すもの」と定義しながらも、長きにわたり議論され続けてきた法第1条の改正の必要性について、その検討結果を明示することなく「速やかに改正すべきものではないと結論付け」たことは、現行法の本質的な問題に立ち向かうことをせず、表面的な法改正のみを行おうとしていることに他ならない。

よって、本答申は、法第1条の使命の見直しの必要性について十分な検討を行ったうえで、全項目について再検討をすべきである。

(2) 意見募集の方法が適切でない。

貴会は本答申をホームページ上に掲載し、税理士会会員に対して広く意見募集をしている。しかしながら、意見の回答様式は「賛成」「反対」「どちらでもない」の3項目のいずれかを選択する回答形式となっており、税理士会会員一人一人の意見を広く募集するというよりは、賛成数が多ければ良いとする意図が感じられる。また、本答申の意見及び図解、回答様式に記載されている内容・文言に統一性がなく、税理士会会員が、貴会制度部としての意見を十分に理解し得ないまま「賛成」「反対」「どちらでもない」に安易に回答してしまう可能性が高く、意見募集の形態としては適切ではない。

(3) 意見募集の結果を公表すること。

貴会は本答申をホームページ上に掲載し、税理士会会員に対して広く意見を募集しているが、その意見を法改正へ向けてどのように活用するのかが明らかにされておらず、また、意見募集の結果を公表するか否かについても言及していない。仮に、貴会が意見募集の結果を公表せずに本答申をもとに法改正を進めることになれば、そこには恣意性が介入する可能性があるため、意見募集期間終了後、速やかにその結果を公表すべきである。

(4) 回答様式の自由回答欄に寄せられた意見について必ず検討すること。

本答申に対する意見募集は、貴会が提供する回答様式に記入する方法が採用されている。回答様式には自由回答欄が設けられているが、今回のような「賛成」「反対」「どちらでもない」の3項目のいずれかを選択する方法での意見募集においては、この自由回答欄こそが、次なる税理士法改正へ向けて最も重要な税理士会会員の意見であると考えられる。よって、上記(3)で述べたように、この自由回答欄に寄せられた意見についても当然その内容を公表すべきであり、また、次なる税理士法改正へ向けての検討項目として必ず検討し、その検討結果を公表すべきである。

2. 本答申の対象項目に対する意見

(対象項目)

1. 税理士法第 33 条において、電子的に行う税理士の署名押印について明示すること。

【意見】

- ・ 税理士法第 33 条において、電子的に行う税理士の署名押印について明示すべきである。

【理由】

電子申告が当然のように行われるようになった今日において、電子署名と法第 33 条の署名押印の義務が同等であり、かつ、税務代理と税務書類の作成に関する責任を伴うことを税理士法上において明示することは、当然の処置である。

(対象項目)

2. 税理士が電子申告の代理送信を行う場合には、税理士資格を有することの証明を義務付けること。

【意見】

- ・ 税理士が電子申告の代理送信を行う場合には、税理士資格を有することの証明を義務付けるべきである。

【理由】

税理士資格を有することの証明としては、税理士が電子申告の代理送信を行う場合に税理士用電子証明書のみを利用可能とすることが、最善の方法であると考えられる。しかしながら、総務省が推進する電子委任状システムの導入が検討される中、今後 IC カードが不要になるような事態を想定した場合に税理士用電子証明書に限定した法改正が望めないというのであれば、電子申告の代理送信という行為を、税理士の独占業務とされる税務書類の作成に関連する行為として、法第 2 条第 1 項第 2 号を「税務書類の作成（電子申告の場合は代理送信を含む）」とする法改正又はみなす規定を設けることで税務書類の作成及び署名押印、代理送信という一連の行為の責任の所在を明らかにすべきである。

(対象項目)

3. 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすること。

【意見】

- ・ 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすることには、答申の内容が漠然としており意見するに値しない。

【理由】

納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすることとあるが、本答申ではそもそも、納税者、税理士、税務当局のいずれの立場から明確にすべきとしているのが不明瞭である。納税者と税理士の委嘱関係は、本人同士が把握していれば足りるものであり、わざわざ税務官公署へ通知する必要性は乏しい。仮に税務調査の事前通知の際などに個人情報の観点から問題があるとすれば、それは税務官公署側がより一層慎重に事務手続きを行うようにすれば事足りるのであって、それを法改正によって行うことは、税務行政円滑化という名目のもとでの税務行政側の単なる都合でしかない。また、本答申は現状考えられる問題点の指摘にとどまっており、具体的な方法が明示されておらず、このような漠然とした内容に対しては、意見のしようがない。

(対象項目)

4. 税理士事務所における内部規律や内部管理体制を整備し、テレワークに関する指針を設けること。

【意見】

- ・ 税理士事務所における内部規律や内部管理体制を整備し、テレワークに関する指針を設けるべきである。

【理由】

近年、クラウド技術の進展により、インターネット環境とパソコンがあれば事務所を構えず、持ち歩き可能な設備のみで、クライアントとの資料のやりとりもメール等を利用することにより、どこでも税理士業務を行えるようになっている。また、skype等のインターネット電話を利用した納税者との電子税務相談が可能になるなど、こうした通信技術の発展により業務効率面において格段の進歩を遂げている状況である。

現行法上においても、納税者の守秘義務及び使用人の管理監督が担保される前提であれば、税理士自身がどこで業務を行うかについては弾力的運用がある程度認められている。しかしながら、テレワークに関する指針がない現状では、自身の行為が法の許容する範囲を超えないかどうかは、税理士一人一人の判断による部分が大きい。よって、テレワークに関する指針を新

たに設けることで統制を図ることには賛成である。

ただし、あくまでもこの取り扱い、税理士自身に限るものとし、使用人については監督責任等の観点から「事務所」内で税理士業務の補助者として業務を行うべきであり、使用人が行う在宅勤務及びモバイルワークについてはより一層慎重に検討すべきである。

また、法第40条第3項は2ヶ所事務所の設置を禁止しているが、これは個人たる開業税理士の業務活動の本拠を一カ所に限定することが、法律関係を明確にする上で便宜であり、またニセ税理士行為の排除の目的があるとされる。また税理士業務を行う上での「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するとされており（通達40-1）、そのことがニセ税理士の排除や貴会や税理士会からの指導・連絡・監督を可能としているのであるから、あくまでも税理士自身が臨時的に行うテレワークに関する指針を設けることにとどめるべきである。

（対象項目）

5. 税理士法人に関する運営の更なる適正化に資するべく、税理士法人に対し定期的な倫理研修の受講義務を課すこと。

【意見】

- ・ 税理士法人に関する運営の更なる適正化に資するべく、税理士法人に対し定期的な倫理研修の受講義務を課すとあるが、倫理研修の受講はすべての税理士にとって必要不可欠なものであり、税理士法人に限ったものではない。

【理由】

倫理研修の必要性については、税理士法人に限ったものではなく、すべての税理士に受講義務を課し、税理士会全体として、税理士の使命の共通理解や税理士としての品位の向上を目指すべきである。よって、税理士法人に対して定期的な倫理研修の受講を義務化するのではなく、すべての税理士に対して倫理研修の受講を義務化すべきである。

また、税理士法人に関しては、倫理研修の義務化とは別に、税理士法人の設立時研修や新たに社員税理士となる者を対象とした研修を創設し無限連帯責任についての研修などを行うことによって、税理士法人としての在り方を手当てしていくべきである。

(対象項目)

6. 税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めること。

【意見】

- ・ 税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めるべきである。

【理由】

たとえ税理士法人であっても、その行い得る業務は、法人ではない他の税理士と何ら違いはない。そもそも租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務が会則等記載事項でありながら税理士法人の業務範囲に含まれていない現行法においては、税理士法人はこれらの業務を行うことさえもできないため、当然、業務範囲に含まれるべきである。しかしながら、その他関連業務（税法書籍執筆、研修会講師など）については、会則等記載事項ではないため、会則等に定める「租税教育に関する施策」及び「公益活動に関する施策」と同じように業務範囲に含めることは、その根拠が乏しい。よって、慎重に検討すべきである。また、租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益業務を税理士法人の業務範囲に含めることとなった場合においても、これらの事業を税理士法人として行うか否かの判断は、会則等の定めによりその法人の任意とすべきである。

(対象項目)

7. 社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すること。

【意見】

- ・ 社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記するのではなく、まずは現行の法解釈を見直すべきである。また、報酬のある公職に就いた場合に限り、法定脱退事由からは除かれるべきである。

【理由】

税理士業務が停止となる場合には、懲戒処分を受けた場合の他に、法第 43 条において「報酬のある公職に就いた場合」も含まれる。現行法第 48 条の 4 では、「報酬のある公職に就いた場合」は、税理士法人の社員になることができない旨を規定しており、法第 48 条の 17 では、税理士法人の社員が報酬のある公職に就いた場合は、法定脱退事由に該当するものと解される。

答申にあるように、税理士法人の社員の法定脱退事由として新たに業務停止処分を明記する場合には、現行法の解釈で言えば「報酬のある公職に就いた場合」も含まれることとなるが、報酬のある公職に就いた場合の業務停止処分と懲戒処分を受けた場合の業務停止処分を、社員税理士の法定脱退事由として同等に扱うことは、いささか疑問である。仮に、法第 48 条の 17

「法定脱退」に業務停止処分を明記する場合には、報酬のある公職に就いた場合を例外的取扱いとして除外する必要があると考える。

また、業務停止処分に該当しただけでは、税理士資格の剥奪を意味する「税理士業務の禁止」には該当せず、税理士資格を有している社員税理士が、業務停止処分となったために直ちに社員税理士を脱退しなければならないこととなる現行法第 48 条の 4 については、新たに税理士法人の社員となる場合のみ適用するものとされる必要があると考える。よって、持分返還請求等の実務執行上の観点から法第 48 条の 4 「社員の資格」及び法第 48 条の 17 「法定脱退」については、状況に応じて総合的に判断する余地を与えるような法改正が必要である。

(対象項目)

8. 学識による受験資格要件を見直すこと。

【意見】

- ・ 学識による受験資格要件を見直すことは、税理士試験を取り巻く諸問題を解決する方法として適切ではない。

【理由】

学識による受験資格要件の見直しが検討されるに至った要因の一つに、ここ数年税理士試験の受験者数が著しく減少していることが挙げられる。確かに、現行法における受験資格要件では、就職活動が始まる大学 3 年次にならなければ受験資格が与えられず、そのことが職業選択のひとつとして税理士を目指す機会を狭めていると考えられる。また、年齢が若ければ若いほど、合格所要年数が短くなる傾向にあり、平均 10 年と言われている合格所要年数を短縮するには、効果的であると考えられる。

しかしながら、本答申にあるように大学 3 年次未満での受験を可能にし、早期に税理士を職業の選択肢に入れることができたとしても、そのことが必ずしも若い人材の確保に繋がるとは限らない。なぜなら、早い段階で税理士試験に合格したとしても、税理士資格を取得するためには 2 年間の実務経験が必要であり、その経験を得るためには、就職活動をし、自らの力で 2 年間の実務経験を積む場所を探さなければならない状況は、若者にとって魅力的とは言い難いからである。本答申のように、学識による受験資格要件を緩和し、若者世代の業界への参入を望むのであれば、今回答申項目とされなかった「登録要件である 2 年間の実務経験に代わる実務修習制度の導入」は、業界として若者世代を支える方法の一つとして、今回の答申で必ず検討すべき項目であったと言える。その検討がなされないのであれば、現行法における受験資格要件という高いハードルを越えることが、かえって将来的に力と成り得ることもある。

また、税理士試験の受験者数の減少の要因として、税理士試験の合否の不透明性により、比較的長期間に及ぶ税理士試験に挑むためのモチベーションを維持することが難しいことや、合格発表までの期間が長く次の試験科目へ取り組む時期に影響を及ぼすということもある。よって今回答申項目とされなかった「試験制度の見直し」についても、先送りせずに検討項目に挙

げるべきである。例えば、税理士試験においても、司法書士試験のように答案用紙の開示請求を可能とするようにすることも、モチベーションの維持等に効果的と考える。

さらに、学識による受験資格要件を緩和することで受験者数が増えたとしても、科目合格者数及び官報合格者数を増やさず現状のままで行くのであれば、働きながらも1科目ずつ科目合格を積み重ねる努力を続けることで、何歳になっても税理士資格を取得することが可能である税理士試験の魅力が損なうことになりかねず、合格者数の検討なくして受験者数のみ増やす方向の意見には、到底賛成できない。

よって、学識による受験資格要件を見直すことは、これだけでは、税理士試験を取り巻く諸問題を解決する方法として適切ではなく、試験制度の見直し等、検討が先送りにされた項目も含めて、再度検討することを要望する。

(対象項目)

9. 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすること。

【意見】

- ・ 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすることは当然であり、例外的取扱いを存置すべきではない。

【理由】

本答申についてはおおむね賛成ではあるが、例外的取扱いを存置する方向性には断じて反対である。

本答申では、「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする」とあるが、貴会の示した図解及び回答様式では「税理士は、試験に合格した者であることを原則とする」となっており、「税理士試験」を意味するのか税理士試験以外の何らかの「試験」に合格することを意味するのか明確でない。

税理士には、法第1条において「使命」が定められており、税理士資格は、この使命を果たすことができる資質があるか否かを検証したうえで、その資質のある者に与えられるものである。昭和26年に税理士法が制定された当時、弁護士や公認会計士に自動資格付与が認められていたのは、その当時、弁護士や公認会計士は当然それぞれの業務を行っていて経験値も高いと考えられており、納税者にとって必要とされる税理士数がある程度確保するために必要であったためと考えられる。これは、弁護士や公認会計士であるから当然のように税理士業務が行えると考えるよりは、税理士制度を現実に機能させるために当時の時代背景をもとにした処置だったと考えられる。そもそも国家資格の在り方を考えた場合、弁護士や公認会計士、税理士という職業は、それぞれが独立した国家資格でありそれぞれに使命を有しているのであるから、税理士としての資質を最も公平かつ客観的・合理的に検証する税理士試験に合格した者のみに税理士となる資格を与えることは、当然のことである。よって、弁護士や公認会計士という立場は、税理士となるべき資格者として一定以上の資質を担保するために設けられている受験資

格要件を満たすだけのものとして扱われるべきであり、当然に税理士資格を与えられるべき立場にはない。また、国税OBについても、その長年にわたる実務上の経験は、税理士となるべき資格者としての資質を問う第一段階である受験資格要件に相当するものであって、税理士試験の受験をせずして税理士資格を付与するに値するものではない。公認会計士については、平成26年度税理士法改正により指定研修の修了が要件とされたが、指定研修の修了はあくまでも特例的措置の域を出ず、国家資格取得制度の本質に鑑みれば、税理士試験合格者と同等レベルとみなすことはできない。

よって、「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすること」という意見は、税理士の能力担保措置として最も公平かつ客観的・合理的に税理士の資質を検証するものであり、納税者の立場に立った場合、税理士としての能力の有無を最も確実に判別できるものであるため、賛成である。

特に、弁護士については、弁護士法第3条2項の規定により当然に税理士業務を行うことができることされており、税理士法改正の枠内では解決しがたい問題ではあるが、国家資格の在り方や国民納税者のための税理士制度という観点から、弁護士法第3条2項の規定については、日本弁護士連合会に対してその削除を強く求めるべきである。

(対象項目)

10. 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すること。

【意見】

- ・ 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すべきではない。

【理由】

答申では、納税者保護の観点から税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すべきとしているが、保険加入の有無にかかわらず、事故が発生すれば税理士は納税者に対して賠償責任を負わなければならない、原則的には納税者は保護されているはずである。それよりも、加入を義務化することによって、直接受任をしていない所属税理士も強制的に加入しなければならない、保険制度を必要としない者にまで費用負担を強いることとなる。また、税理士法人の社員税理士についても、法人として加入している上に更に個人として加入が義務化された場合には二重払いになるため、義務化へ向けては更なる検討が必要である。さらに、答申図解では保険加入の義務化に伴い、税理士会会費徴収とともに保険請求及び保険金支払までも担う仕組みが示されているが、その意図するところは明らかでない。

納税者保護の観点から税理士職業賠償責任保険への加入が必要であるならば、例えば、納税者が貴会の税理士情報検索サイトで税理士を検索した場合に、研修受講時間の実績の公表と同じように税理士職業賠償責任保険への加入の有無が表示されるようにすることも対応可能であるため、加入義務化すべきでない。ただし、この方法による場合は、現状の税理士情報検索サイトの使い勝手が悪い部分を改善する必要があることを補足しておく。

仮に、税理士会の総意として、納税者保護の観点から税理士職業賠償責任保険への加入が義務化の方向へ向かうのならば、単純に義務化するのではなく、現行の保険制度そのものを見直すなど（選択できる掛金の段階を現状よりも更に細分化して増やすなど）の措置を講ずるべきである。

（対象項目）

11. 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権は見直すこと。

【意見】

- ・ 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権はなくすべきである。

【理由】

税理士は、租税に関して納税者の租税法上の権利を擁護すべき使命と、納税者の代理人として納税義務の適正な実現を図るべき責務を有する。

よって、税理士が「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において（法第1条）」その職務を遂行するには、自由職業専門家の団体である税理士会は、自主性・独立性を保有し、税務官公署とは常に対等の立場にあらなければならない。

しかし、現行法において、本来は行政庁から独立した立場にあらねばならない税理士会が国家の監督下に置かれているような規定が存置されていることは、上記の使命や責務を達成すべき税理士制度の本質を歪め、国民に対してあたかも行政庁の下部機関・協力機関と認知されてしまうおそれがある。そして、こうした現状は、本来は自ら保持すべきはずの税理士会の自治機能を必要以上に制限してしまう結果となる。

従って、国民に対してより一層の「信頼と安心」を与える税理士制度とすべく、財務大臣による税理士会又は貴会の総会決議取消権を廃止するとともに、税理士会の自主性と自立性が尊重されるよう、その他の監督権限も必要最小限とするべく改正が検討されなければならない。

なお、税理士の法的地位を確実にするためには、税理士に対する懲戒権は課税当局（財務大臣）が保有すべきではなく、将来的に税理士会自身の専管とされるべきである。また、「日税連・税理士会が、適正かつ民主的に進めている会務運営」とあるが、例えば、貴会会長選任制度については、適正かつ民主的とは極めて言い難いものであるから、貴会は、財務大臣の総会決議取消権の見直しを主張するにふさわしい会務運営を構築していくべきである。

(対象項目)

12. 登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すこと。

【意見】

- ・ 登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すべきではあるが、倫理研修の定義そのものが不明瞭であるため、明確にすべきである。

【理由】

登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すべきではあるが、定期的な倫理研修については、現時点で貴会が想定する研修内容が不明瞭であるため、まずはいわゆる「倫理研修」の内容についての定義を明確にすべきである。

また、登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務が課されることとなった場合には、現行の登録時研修の開催日数のままでは受講できない可能性が高いと考えられるため、開催日数や開催地についても見直しを行い、受講しやすい環境を整えるべきである。さらに、研修規則において受講義務となっている一事業年度 36 時間の範囲の中に、登録時研修及び定期的な倫理研修の受講時間を含むか否かについても、併せて検討すべきである。

(対象項目)

13. 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すこと。

【意見】

- ・ 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すよりも、定期的な倫理研修の導入等による意識の向上が必要である。

【理由】

協力義務ではなく、義務規定としなければ、意味を成さない。しかしながら、答申函解にあるように、所属税理士や社員税理士への指導・連絡・監督が困難な事例というのは、そもそも税理士会会員の会則を遵守しようという意識の低さを起因としている。その意識の低さにより、貴会や税理士会の指導・連絡・監督が十分に行き届かないことへの対処方法としては、開業税理士及び税理士法人に更に協力義務を課すことよりも、定期的な倫理研修等を義務化することで税理士一人一人の意識向上を図ることが重要である。

(対象項目)

14. 比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針を設けること。

【意見】

- ・ 比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針を設けるだけでなく、日本税理士会連合会として現状の問題点等を把握し早急に情報発信すべきである。

【理由】

納税者の利便性等の側面から見れば、比較広告等を行う周旋業者の存在を否定すべきではないと言える。また、開業後間もない税理士の中には顧客獲得のために周旋業者を利用している者もあり、税理士法において周旋を完全に禁止することによって、周旋業者を利用して顧客を獲得している税理士に不利益を与えるような法改正は問題である。会則等により周旋業者を利用する税理士側に一定の利用指針を設けることで、過度な価格競争による税理士の品質低下などが防げるのであれば、答申の意見には賛成の方向ではあるが、具体的な指針の内容が不透明な現段階では、賛成とも反対とも言い難い。

周旋業者の存在に関しては、過度な価格競争による税理士の品質低下などの問題以外にも、顧客紹介と引き換えに自社製品を契約させるような事例もあり、そのことで様々な問題が生じているケースも少なくはない。税理士自身が不利益を被らないために、貴会として、周旋業者との取引上生じた問題等についての情報を税理士会会員から収集する機関を設け、その収集した情報を税理士会会員へ向けて積極的に発信し、情報共有ができる体制を整えるべきである。

(対象項目)

七 引き続き検討を要する項目

(1) 税理士の使命の見直しの必要性

【意見】

- ・ 税理士法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を明記すべきである。

【理由】

今回の答申では、「時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて」、税理士法改正の検討が行われており、その中で税理士の使命は、「税理士制度の理念を表すとともにその根幹を成すもの」と、その重要性が述べられている。しかしながら、答申では、昭和55年の税理士法改正時以来、見直しが必要との意見もある使命規程については、「現時点において速やかに改正すべきものではない」と結論付けている。

税理士法において、税理士の社会的存在意義や国民納税者にとって税理士が担う役割を表現する最も重要な条文は、法第1条の「税理士の使命」であることは言うまでもない。税理士は、憲法第84条の租税法律主義に基づき、納税者の租税法上の正当な権利を擁護し、申告納税制度

の理念にそって、納税義務の適正な実現を図ることが、専門家たる税理士の公共的使命であることは共通の認識とされている。しかしながら、税理士が納税者の租税法上の正当な権利を擁護する立場であることは、法第1条の本文中に明記されていない。

これまで、税理士は納税者の代理人として、税務申告の代理はもちろん、異議申立て及び不服申立ての代理を行っている。この不服申立て制度に関し、国民納税者の権利擁護という立場から行政不服審査法及び国税通則法の見直しが行われた。このことは税理士が、納税者の権利を擁護する立場で代理を行うべきことが明らかにされた証拠でもある。

更に税理士は補佐人の立場として、法令解釈や事実認定等の問題点について訴訟代理人に説明し、立証のための証拠書類等の収集等に中心的な役割を果たすことが必要であるが、これは税理士が職業専門家として、納税者の租税法上の権利の救済を援助する立場に立つものである。

法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を挿入することについて議論する際に、弁護士法第1条と比較検討されることがある。弁護士法第1条第1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定しているが、税理士の使命としての納税者の権利の擁護を弁護士の場合と比較すると、弁護士が権利侵害の状態を前提として、司法の場面における人権擁護、権利救済をその本来の使命とするのに対し、税理士は行政の場面において納税義務の適正な履行につき納税者を援助するとともに、納税者の租税法上の正当な権利を擁護し救済することを使命としているのである。

したがって、税理士の納税者の代理人としての立場を明確にするためにも「納税者の権利擁護」という文言を、使命に明記する必要がある、以下の法第1条を提案する。

★青税版税理士法第1条

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。 |
|--|